

茨城県道路公社定款

(昭和46年9月25日認可)

第1章 総則

(目的)

第1条 この道路公社は、茨城県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この道路公社は、茨城県道路公社と称する。

(設立団体)

第3条 この道路公社の設立団体は、茨城県とする。

(事務所の所在地)

第4条 この道路公社は、事務所を茨城県水戸市におく。

(公告の方法)

第5条 この道路公社の公告は、茨城県公報に掲載して行う。

第2章 役員、職員及び顧問

(役員)

第6条 この道路公社に、役員として、理事長1名、副理事長1名、理事3名以内及び監事2名以内を置く。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、この道路公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、この道路公社を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、この道路公社の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、国土交通省関東地方整備局長又は茨城県知事に意見を提出することができる。この場合において、国土交通省関東地方整備局長に意見を提出したときは、遅滞なく、その内容を茨城県知事に、報告しなければならない。

(役員任命)

第8条 理事長及び監事は、茨城県知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が茨城県知事の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事長、副理事長又は理事は監事を、監事は理事長、副理事長又は理事を兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 この道路公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の兼職の禁止)

第12条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

(顧問)

第13条 この道路公社に、顧問として若干名を置くことができる。

2 顧問は、この道路公社の運営に関する基本的な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 顧問は、理事長が茨城県知事の同意を得て委嘱する。

4 顧問には、第9条の規定を準用する。この場合において同条中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第14条 この道路公社は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 茨城県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。以下第16条において同じ。）の新設、改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
 - (2) 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第3条に規定する道路をいう。以下第6号において同じ。）の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令（昭和45年政令第202号。以下「施行令」という。）第3条で定めるものを行うこと。
 - (3) 第1号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
 - (4) 第1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
 - (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 - (6) 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 2 この道路公社は、前項の業務のほか、茨城県知事の認可を受けて次の業務を行う。
- (1) 前項第1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。
 - (2) 委託に基づき、前項第1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所を建設し、及び管理すること。
 - (3) 前項第1号に規定する地域において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行うこと。
 - (4) 前号の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
 - (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第15条 この道路公社の業務の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 道路の整備に関する基本計画

(道路の整備に関する基本計画)

第16条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路線名	管理の区間
県道日立中央インター線	日立市助川町より日立市白銀町まで
県道常陸那珂港南線	ひたちなか市新光町よりひたちなか市部田野まで
一般国道354号	常総市豊岡町より常総市小山戸町まで
県道美浦栄線	茨城県北相馬郡利根町大字加納新田より千葉県印旛郡栄町大字北まで

第5章 基本財産の額その他資産及び会計

(基本財産の額)

第17条 この道路公社の基本財産の額は、1,003,980万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

茨城県 830,880万円

千葉県 173,100万円

(事業年度)

第18条 この道路公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の作成)

第19条 この道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、茨城県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第20条 この道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第21条 この道路公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後二箇月以内に財務諸表を作成し、監事の監査を経て茨城県知事に提出しなければならない。

2 この道路公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省令第21号)第16条及び第17条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第22条 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第23条 この道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債又は地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- (3) その他国土交通省令で定める方法

第6章 雑則

(運営に関する細則)

第24条 この道路公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長の定めるところによる。

付 則

(施行期間)

1 この定款は、この道路公社の設立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 この道路公社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ任命権者が定める。

(最初の事業年度)

3 この道路公社の最初の事業年度は、第18条の規定にかかわらず、この道路公社の設立の日から昭和47年3月31日までとする。

(最初の事業年度の予算等)

4 この道路公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、この道路公社の設立後遅滞なく、茨城県知事の承認を受けなければならない。

付 則

この定款は、昭和47年7月31日から施行する。

付 則

この定款は、昭和47年11月25日から施行する。

付 則

この定款は、昭和47年12月20日から施行する。

付 則

この定款は、昭和48年3月26日から施行する。

付 則

この定款は、昭和48年8月8日から施行する。

付 則

この定款は、昭和49年2月18日から施行する。

付 則

この定款は、昭和49年3月26日から施行する。

付 則

この定款は、昭和50年1月16日から施行する。

付 則

この定款は、昭和50年9月30日から施行する。

付 則

この定款は、昭和50年11月20日から施行する。

付 則

この定款は、昭和51年3月27日から施行する。

付 則

この定款は、昭和51年5月19日から施行する。

付 則

この定款は、昭和52年1月27日から施行する。

付 則

この定款は、昭和53年2月1日から施行する。

付 則

この定款は、昭和53年3月31日から施行する。

付 則

この定款は、昭和53年7月12日から施行する。

付 則

1 この定款は、昭和53年7月17日から施行する。

2 昭和53年3月31日において、現に在職する常勤の役員の任期は、4年とする。

付 則

この定款は、昭和54年3月29日から施行する。

付 則

この定款は、昭和55年3月31日から施行する。

付 則

この定款は、昭和56年2月13日から施行する。

付 則

この定款は、昭和58年11月22日から施行する。

付 則

この定款は、昭和59年3月31日から施行する。

付 則

この定款は、昭和59年11月8日から施行する。

付 則

この定款は、昭和60年9月6日から施行する。

付 則

この定款は、昭和60年10月30日から施行する。

付 則

この定款は、昭和61年3月31日から施行する。

付 則

この定款は、昭和61年7月21日から施行する。

付 則

この定款は、昭和61年11月25日から施行する。

付 則

この定款は、昭和62年1月30日から施行する。

付 則

この定款は、昭和62年10月7日から施行する。

付 則

この定款は、昭和63年3月10日から施行する。

付 則

この定款は、平成元年2月14日から施行する。

付 則

この定款は、平成元年8月22日から施行する。

付 則

この定款は、平成元年9月11日から施行する。
付 則
この定款は、平成元年12月6日から施行する。
付 則
この定款は、平成2年11月1日から施行する。
付 則
この定款は、平成3年8月13日から施行する。
付 則
この定款は、平成4年8月21日から施行する。
付 則
この定款は、平成5年6月15日から施行する。
付 則
この定款は、平成6年2月21日から施行する。
付 則
この定款は、平成6年3月22日から施行する。
付 則
この定款は、平成6年7月8日から施行する。
付 則
この定款は、平成6年8月29日から施行する。
付 則
この定款は、平成6年12月12日から施行する。
付 則
この定款は、平成7年6月20日から施行する。
付 則
この定款は、平成7年8月1日から施行する。
付 則
この定款は、平成7年11月28日から施行する。
付 則
この定款は、平成8年6月13日から施行する。
付 則
この定款は、平成9年8月22日から施行する。
付 則
この定款は、平成9年12月24日から施行する。
付 則
この定款は、平成10年6月23日から施行する。
付 則
この定款は、平成11年9月13日から施行する。
付 則
この定款は、平成12年6月22日から施行する。
付 則
この定款は、平成13年3月7日から施行する。
付 則
この定款は、平成13年9月19日から施行する。
付 則
この定款は、平成13年12月11日から施行する。

付 則

この定款は、平成14年8月20日から施行する。

付 則

この定款は、平成15年12月9日から施行する。

付 則

この定款は、平成16年8月20日から施行する。

付 則

この定款は、平成16年8月24日から施行する。

付 則

この定款は、平成17年2月17日から施行する。

付 則

この定款は、平成17年9月15日から施行する。

付 則

この定款は、平成17年11月1日から施行する。

付 則

この定款は、平成21年10月26日から施行する。

付 則

この定款は、平成21年12月31日から施行する。

付 則

この定款は、平成22年4月17日から施行する。

付 則

この定款は、令和2年1月11日から施行する。